

図書館基礎講座in福岡

2023(令和5)年8月28日

講座1「現代の図書館の動向」



福岡女子短期大学は開学57周年を迎えました

福岡女子短期大学特任教授
永利和則

0 はじめに



- 1955(昭和30)年生
- 図書館勤務経験21年、その内8年間は館長
- 福岡女子短期大学特任教授
- 日本子どもの本研究会副会長、日本図書館研究会評議員、日本図書館協会元理事他
- 趣味は合唱

1 公立図書館の姿

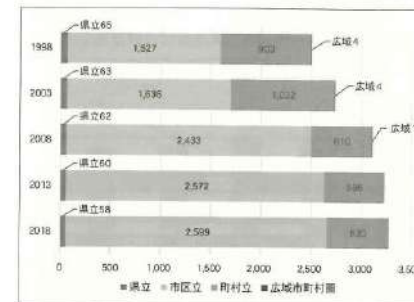
1-1 公共図書館の統計（日本図書館協会調査）

2021(令和3年) ⇒ 2022(令和4年)

– 図書館総数(館)	3,315	⇒	3,305	↓
– 設置率内訳(%) 市区	99.0	⇒	99.0	
町村	58.1	⇒	58.3	↑
– 専任正規職員数(人)	9,459	⇒	9,377	↓
【うち司書・司書補(人)	4,995(52.8%)	⇒	4,987(53.2%)	
– 非正規職員数(人)	32,214	⇒	32,528	↑
【うち司書・司書補(人)	18,377(56.8%)	⇒	18,925(58.2%)	
– 蔵書冊数(千冊)	459,550	⇒	463,849	↑
– 個人貸出数(千点)	545,343	⇒	623,939	↑
– 予約件数(千件)	105,889	⇒	122,189	↑
– 図書予算(万円)	1,987,255	⇒	2,082,165	↑
– 指定管理者導入(館)	629(19.0%)	⇒	–	?

1-2 「公立図書館に関する基礎データ『日本の図書館統計と名簿』より」① 図書館雑誌 2019 (令和元)年6月号

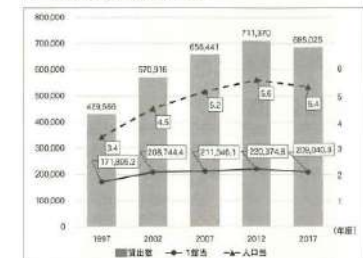
1. 公立図書館数の推移



・平成大合併により、町
村立図書館は減り、市
区立図書館は増加
・毎年、図書館の設置数
は増加

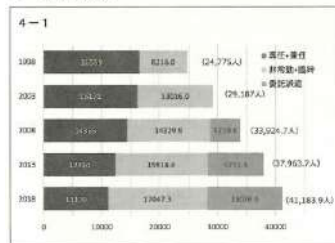
・貸出数は、2011年度をピーク
にして減少傾向が継続
・1館当たり、1人当たりの貸出
数も減少傾向が継続

3. 公立図書館の貸出数の推移

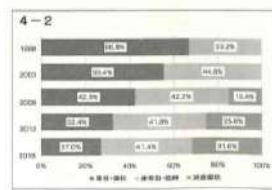


1-2 「公立図書館に関する基礎データ『日本の図書館統計と名簿』より」② 図書館雑誌 2019 (令和元)年6月号

4. 職員数の推移



- ・専任・兼任職員は、20年間に、2/3から1/4へ減少
- ・派遣職員は、10年間に、0から1/3へ増加



7. 公立図書館の図書費、資料費の推移 (予算額)



- ・図書館費は、20年間で約350億円増、資料費は約70億円減
- ・1館あたりの資料費は、20年間で1,398.7万円⇒857.4万円、約540万円、4割の減少

1-3 会計年度任用職員制度の導入 2020(令和2)年4月



- 一般職、特別職、臨時的任用職員、会計年度任用職員の4種類に整理
- 会計年度任用職員は62.2万人で、フルタイムは7.0万人(11.2%)、パートタイムは55.3万人(88.8%)

○図書館職員は18,185人(2.9%)、フルタイム1,244人(6.8%)、パートタイム16,941人(93.2%)

1週間あたり「23時間15分以上31時間00分未満」の勤務が47.3%、⇒週3日勤務(7時間45分)、週4日勤務(7時間)、週5日勤務(6時間)

○会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)令和4年

①「空白期間」の適正化、②適切な給与決定、

③適切な勤務時間の設定、④適切な休暇等の設定

※非常勤嘱託職員時代の予算を超えないように給与総額を制限?

1-4 図書館非正規職員の処遇についてのお願い

日本図書館協会 2023(令和5)年5月

- ①非常勤職員、臨時職員の賃金と労働条件について、図書館職員の専門性の観点からの改善
- ②会計年度任用職員制度の制定の趣旨に即した適正な運用と、雇用更新時の任用では、公募ではなく勤務実績による能力実証で行なうこと。任用に当たっては、当該の職場で培われた知識と経験によって判断。
- ③委託業務や指定管理者に委ねる図書館の管理業務において、それに従事する職員の適正な労働条件等を確保し、図書館サービスの質の向上に資すること。地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とした公契約条例の制定。
- ④公契約条例の考え方に基づき、指定管理者の募集時における指定管理料の算定では、図書館サービス水準の向上が期待できるよう、必要にして十分な人件費を見込むこと。

1-5 公立図書館の定義

- ・教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関 【ユネスコ公共図書館宣言】
- ・社会教育施設【教育基本法】
- ・社会教育のための機関【社会教育法】
- ・国民の教育と文化の発展に寄与【図書館法】
- ・地域の知の拠点【教育振興基本計画(第1次)】
- ・知識基盤社会における地域の情報拠点等【図書館の設置及び運営上の望ましい基準】
- ・地域における子どもの読書活動の推進【子どもの読書活動推進基本計画(第5次)】
- ・地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点【これからの図書館像】

1-6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第9次地方分権一括法) 2019(平成31)年6月

○公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館)について地方公共団体の判断により、**教育委員会**から**首長部局**への**移管可能**に

○図書館法での改正部分

- ・第8条「図書館資料の相互貸借等に関する協力の依頼」
- ・第13条「館長、必要と認める職員等の配置」
- ・第15条「図書館協議会の委員の任命」

教育委員会⇒**地方自治体の長**又は**教育委員会**

○地教行法での改正部分

- ・第23条第1項(職務権限の特例)⇒**特定社会教育機関(図書館を含む)を追加**
- ・地教行法第32条⇒**特定社会教育機関は首長が所管可能**

○社会教育の振興⇒**文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等⇒まちづくりやにぎわい創出に社会教育施設を活用**

1-7 生涯学習・社会教育担当部課を設置状況の推移 2013年度～2018年度 文部科学省

表 4 生涯学習・社会教育担当部課の設置状況の推移

回答	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
都道府県	教育委員会のみ	25	22	20	19	14	13
	首長部局のみ	0	0	0	0	1	1
	両方に設置	22	25	27	28	32	33
政令指定都市	教育委員会のみ	0	0	0	0	0	0
	首長部局のみ	1	1	1	1	1	1
	両方に設置	19	19	19	19	19	19
市町村	教育委員会のみ	1,541	1,526	1,518	1,521	1,510	1,502
	首長部局のみ	38	47	52	52	55	55
	両方に設置	143	148	151	148	156	164

※平成25年度～平成30年度の「生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料」より集計

○首長部局のみ、両方に生涯学習・社会教育担当部課を設置

・都道府県34(72.3%)、政令指定都市20(100%)、市町村219(12.7%)

○6年間で、教育委員会のみは、都道府県25⇒13(**12、48.0%減**)、市町村1,541⇒1,502(**39、2.5%減**)

○図書館が首長部局の場合、**学校連携・支援**での調整が複雑化

※教育委員会制度の変遷と社会教育のあり方について～教育委員会と首長の関係性に関する一考察～ 福岡女子短期大学紀要第88号,p39-49,2023

1-8 文部科学省の組織再編 2018(平成30)年10月

・公立図書館と学校図書館を共に所管する地域
学習推進課に図書館・学校図書館振興室を設置



○学校教育・社会教育を通じた教育施策全体を総合的・横断的に推進
○生涯学習の理念に基づいた生涯学習施策の実現

○学社連携・融合は、社会教育現場の積年の課題⇒実現?
○地方自治体でも図書館・学校図書館の合同が推進?
⇒学校図書館は学校の設備で、校長が館長として管理・運営

1-9 行財政改革と新たな管理・運営制度の導入

- ①1963(昭和38)年 地方自治法改正
管理委託制度(公的団体が対象)の導入⇒2005年に廃止
- ②2003(平成15)年 地方自治法改正
指定管理者制度(民間企業等が対象)の導入⇒2005年から適用
- ③1986(昭和61)年 労働者派遣法
図書館司書の人材派遣、3年ルール
- ④1980年～1990年代 民法
図書館業務の業務委託、偽装請負の禁止、委託司書の廃止
- ⑤1999(平成11)年 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
図書館の新築・改築時にPPP/PFIが導入可能かを検討
- ⑥2006(平成18)年 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律⇒市場化テスト(官民競争入札)の導入
- ⑦2017(平成29)年 地方公務員法及び地方自治法の一部改正
会計年度任用職員制度の導入⇒2020年度から適用

1-10 社会教育施設である公立図書館の管理・運営のあり方～指定管理者制度の視点からの一考察～

福岡女子短期大学紀要第86号,p1-15 2021年

○日本図書館協会が示す指定管理者制度についての考え方

・指定管理者制度を①制度上の課題、②手続き上の課題、③設置者側からの課題、④利用者側からの課題の4つの観点から整理

⇒公立図書館に指定管理者制度はなじまない

⇒指定管理者制度の下で働く一人ひとりの職員は否定しない

⇒指定管理者との共存・共生、指定管理者を排除しない方向

○ふるさと財団が示す指定管理者制度についての考え方

・3つの報告書で指定管理者制度の現状と課題を検証し、解決策を提案。ふるさと財団が具体的課題とする①指定管理期間、②インセンティブ、③発注内容の使い分け、④サービスの質・量、⑤指定管理料、⑥官民コミュニケーション、⑦業務の引継ぎ、⑧労働環境等は、日本図書館協会が指摘する①制度上の課題、②手続き上の課題、③設置者側からの課題、④利用者側からの課題と共通
⇒指定管理者制度を推進する側となじまないとする側が共通認識

○指定管理者制度による「地域活性化」という新たな「事業価値」創出

・指定管理者制度による「地域活性化」は、地域住民の活動の場、地域コミュニティの醸成、多世代間交流の推進、地元企業や関係者、教育機関等との連携による多様な学習機会の創出等

・武雄市図書館は年間100万人来館で「にぎわい創生」という「地域活性化」の新たな事業価値を創出、市民の図書貸出冊数減少で社会教育施設としての公立図書館の役割が低下

⇒読書離れ防止は指定管理者制度導入では困難

○公立図書館の所管の首長部局への移転がもたらす諸課題

・新時代は「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」から「開かれ、つながる社会教育」の方向へ、公立図書館は住民交流の拠点・まちづくりの拠点・情報拠点の機能

・生涯学習・社会教育部局を首長の所管とする自治体が増加

○おわりに

・指定管理者制度の課題を自治体の経営戦略面から議論・解決

・「にぎわい創出」を公立図書館に求める首長の考えが存在

1-11 大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(通知)

総務省2017(平成29)年4月



- 1 指定管理者が管理する施設における**避難所等運営の役割分担**の確認
- 2 指定管理者が管理する施設を**避難所等**として利用する場合の**費用負担**
- 3 その他

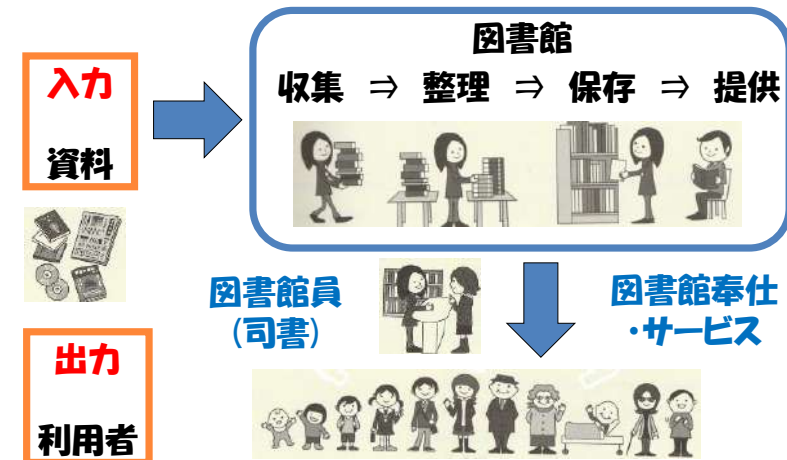
○熊本地震での関係者間の**連携の不足**に伴う課題解決

○指定管理者の職員は、**公務災害適用外**

・「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」
総務省(2022年3月)
①2021年4月現在、大規模災害時の役割分担と費用負担についての協定等は68%の施設が締結
②指定管理者が運営する公共施設は全国で77,537施設

2 公立図書館のサービスの変容

2-1 公立図書館の機能・役割①



2-1 図書館の機能・役割②

○場としての図書館

①第3の場としての機能・役割⇒社会学者レイ・オルデンバーグが提唱した「**サードプレイス論**」

- ・第一の場所(ファーストプレイス):家庭、自宅
- ・第二の場所(セカンドプレイス):学校・職場
- ・第三の場所(サードプレイス):**公共的な場、趣味のサークル、活動グループ**

・利用者による読書会、勉強会、ボランティア、図書館サポーター

②心の栄養をもたらす機能・役割

・読もうが読むまいが、それは死ぬということではない。
しかし、どう生きるかというときに読書を重ねたかが問題となる。

⇒読書は**心のビタミン**、日常を取り戻すための図書館

・東日本大震災、熊本地震⇒情報、心の滋養、アーカイブ

○さまざまな図書館の捉え方

「本の森を散策」、ブラウジング、死者との対話、時間旅行と空間旅行、体外記憶装置、人と本・人と人を結びつける場

2-2 図書館奉仕(サービス)の根拠は図書館法第3条

図書館奉仕のため、(中略)おおむね**次に掲げる事項**の実施に努めなければならない。

- 1 図書館資料の**収集、提供**
- 2 図書館資料の**分類排列、目録整備**
- 3 利用のための**相談**
- 4 図書館資料の**相互貸借**
- 5 **分館等の設置、自動車文庫等巡回**
- 6 **読書会、研究会等の主催、開催の奨励**
- 7 **時事情報及び参考資料の紹介、提供**
- 8 教育活動等の**機会の提供、提供の奨励**
- 9 **学校、博物館、公民館、研究所等との連絡、協力**



写真:近代日本公共図書館年表1867～2005 奥泉和久編著 2009年 日本図書館協会

2-3 これからの図書館像～地域を支える情報拠点、地域の課題解決～

2006(平成18)年

1 よびかけ

1-1 地方公共団体のすべての機関の方々へ

①図書館の設置者として

②利用者及び連携・協力先として

1-2 図書館で働く方々へ

1-3 地域住民の方々へ

1-4 各種団体や機関の方々へ

2 提案 これからの図書館の在り方

2-2 これからの図書館サービスに求められる新たな視点

(1)図書館活動の意義の理解促進、(2)レファレンスサービスの充実と利用促進、(3)課題解決支援機能の充実、(4)紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備、(5)多様な資料の提供、(6)児童・青少年サービスの充実、(7)他の図書館や関係機関との連携・協力、(8)学校との連携・協力、(9)著作権制度の理解と配慮



2-4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

2012(平成24)年12月

○主な改正内容

1 図書館法の改正を踏まえた規定の整備

- ・基準の対象に**私立図書館を追加**
- ・運営状況の**評価と結果の公表**
- ・ボランティア活動等の**機会・場所の提供**

2 図書館に対するニーズや地域課題の複雑化

- ・**多様化**に対する規定の整備
- ・知識基盤社会での図書館は**地域の情報拠点等**
- ・**情報サービス**、**地域の課題**に対応したサービスの充実

3 図書館の運営環境の変化に対応した既定の整備

- ・**管理を他者**に行わせる場合、**継続的・安定的な実施等の確保**
- ・館長は図書館運営及び行政に必要な知識・経験と**司書有資格**

4 その他

- ・**著作権保護**、**危機管理**、図書資料に**電磁的記録**、資料の**電子化**

○課題:数値での基準が**未設定**



2-5 人・まち・社会を育む情報拠点を目指して～図書館実践事例集～

2014(平成26)年3月



合計 112事例

テーマ

- 連携 34事例
- 様々な利用者へのサービス 29事例
- 課題解決支援 15事例
- まちづくり 14事例
- 建築・空間づくり 6事例
- 電子図書館 5事例
- その他 9事例

○学校、学校図書館との連携・協力

- ①宮城県名取市図書館
- ②山形県遊佐町立図書館
- ③東京都立多摩図書館
- ④新潟県新潟市立中央図書館
- ⑤福井県鯖江市図書館
- ⑥滋賀県日野町立図書館
- ⑦京都府京都市中央図書館
- ⑧大阪府豊中市立図書館
- ⑨兵庫県篠山市立中央図書館
- ⑩鳥取県南部町立図書館
- ⑪鳥取県日野町図書館
- ⑫愛媛県新居浜市立別子銅山記念図書館
- ⑬福岡県小郡市立図書館
- ⑭沖縄県豊見城市立中央図書館

2-6 図書館実践事例集～地域の要望や社会の要請に応えるために～（公立図書館） 2020(令和2)年3月



合計 126事例

○実践事例の区分

- ①子供の読書啓発、子供に対するサービスの充実
- ②バリアフリーの取組
- ③様々な利用者へのサービスの充実
- ④最新技術の導入、情報機器等の活用
- ⑤連携
- ⑥地域の課題解決、まちづくり
- ⑦人材育成の取組
- ⑧複合化、空間づくり
- ⑨居場所としての機能充実
- ⑩その他

2-7 第4期教育振興基本計画 2023(令和5)年6月

○計画のコンセプト

I 2040年以降の社会を見据えた**持続可能な社会**の創り手の育成

- ①自らが社会の創り手となり、持続可能な社会の維持・発展
- ②活力ある社会の実現に向けた「人への投資」
- ③Society5.0で活躍する人材の育成

II 日本社会に根差した**ウェルビーイング**の向上

- ①多様な個人の幸せや生きがい、地域や社会の幸せと豊かさ
- ②学校や地域でのつながり、自己肯定感などを育む
- ③日本発の調和と協調に基づくウェルビーイングを発信

○教育政策に関する基本的な方針

- ①学び続ける人材の育成
- ②共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④**教育デジタルトランスフォーメーション(DX)**の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基礎整備・対話

2-8 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 2023(令和5)年3月

○基本的方針

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○推進方策

I 共通事項

- 1 連携・協力、2 人材育成
- 3 普及啓発
- 4 発達段階に応じた取組
- 5 子どもの読書への関心を高める取組

II 家庭

- ・家庭教育支援チームの配置促進⇒ブックスタート、家読(うちどく)



Ⅲ 学校等

- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
⇒学校図書館資料の整備等
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
⇒電子書籍貸出サービスの導入
- ・子どもの視点
⇒意見聴取の機会の確保、学校図書館の運営への主体的な参画
- ・司書教諭、学校司書配置の促進

Ⅳ 地域(図書館)

- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
⇒電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
⇒電子書籍貸出、デジタルアーカイブ
- ・子どもの視点
⇒企画段階からの参画、要望を取り入れた資料・環境整備
- ・司書等の配置の促進

2-9 危機管理

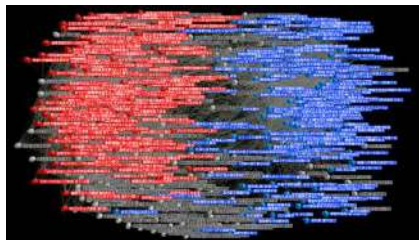
- ・図書館という場≠「安全な場所」、
「聖なる場所」
- ・**図書館という場=「一般社会の縮図」**
- ・「マニュアル」の作成
⇒多方面から素材を集めて検討し、
検証して独自のものを作成
⇒作成作業それ自身が危機発生時の
机上訓練、**作成プロセスが大切**
- ・災害時の対応
⇒各自治体の**防災計画・水防計画等**
の確認

熊本県益城町図書館での震災資料の収集と展示



・日本図書館協会図書館経営委員会危機・安全管理特別検討チーム編 2014年発行

2-10 NHK総合「AIに聞いてみた どうすんのよ!? ニッポン」 NHK総合 2018 (平成30)年10月13日(土) 午後9時



「社会問題解決型AI」(AIひろし)

- ・65歳以上のべ41万人の生活習慣や行動に関するアンケート
- ・約5000万本の学術論文
- ・ニュース原稿約250万本
- ・数十万人の個人パネルデータ



健康寿命をのばす要因
「老後も元気な人の秘密」

- 1 「本や雑誌を読む」
- 2 「ひとり暮らし」
- 3 「地域の治安を良くする」

2-11 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)と認知症にやさしい図書館ガイドライン 2017(平成29)年



○「認知症など高齢者にやさしい地域づくり」を推進するための7つの柱

I 普及・啓発

⇒ 認知症サポーター養成 1200 万

II 医療・介護等

III 若年性認知症

IV 介護者支援

V 認知症など高齢者にやさしい地域づくり

VI 研究開発

VII 認知症の人やご家族の視点の重視

○関係省庁

厚生労働省、文部科学省他10省庁



○「認知症にやさしい図書館ガイドライン」(第1版)、超高齢社会と図書館研究会

2-12 つくるを支える 届けるを贈る「がん情報ギフト」プロジェクト 国立がん研究センター 2017(平成29)年7月



福岡県立図書館

○「がん情報ギフト」プロジェクト

①ウェブサイト「がん情報サービス」の科学的根拠に基づいた「確かな」「わかりやすい」「役に立つ」**がんの情報提供**

②がんの情報を**全国の図書館に寄贈**すること
○「がん情報ギフト」寄贈館(613館:2023年4月)
・福岡15、佐賀6、長崎10、熊本11、大分6、宮崎7、鹿児島7、沖縄17

2-13 2023年度がん情報ギフト「結ぶ」新企画公募

国立がん研究センター 2023(令和5)年4月

○がん情報ギフト「結ぶ」事業は、2021 年度にスタート。がん情報ギフト寄贈館が「市民へのがん情報普及の拠点」として、確かながん情報の提供とがん相談支援センターを周知すること、さらにその役割を図書館が医療機関等と連携し、拡充・発展させていくことが目的

○がん情報ギフトの活用促進のため、がん情報ギフト寄贈館が地域のがん相談支援センターや医療機関、行政等と連携して取り組む企画を全国から公募し、支援する取組、5企画まで

○採択された企画は国立がん研究センターと協働して実施



2022年度に埼玉県立久喜図書館とコラボした「がん情報リサーチガイド」の事例



3 新型コロナウイルス感染症を振り返る

3-1 新型コロナウイルス感染症への政府の対応

○2020年

- ・ 2月27日 全国の小中高校一斉休業要請
- ・ 4月 7日 7都府県に緊急事態宣言(1回目)
- ・ 5月25日 全国の緊急事態宣言を解除

○2021年

- ・ 1月 7日 4都県に緊急事態宣言(2回目)
- ・ 3月21日 全国の緊急事態宣言を解除
- ・ 4月25日 4都府県に緊急事態宣言(3回目)
- ・ 9月30日 緊急事態の終了

○2022年

- ・ 1月 9日 3県にまん延防止等重点措置を適用
- ・ 3月22日 全国のまん延防止等重点措置を解除
- ・ 7月30日 BA.5対策強化宣言

○2023年

- ・ 5月 8日 新型コロナウイルスの5類感染症への移行

3-2 新型コロナウイルス感染症への図書館の対応事例

日本図書館協会 2020年～2023年

○日本図書館協会のガイドライン等

- ・ 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(2020.5.14公表、5.20更新、5.26更新、2021.2.26更新、10.19更新、2022.6.22更新、12.1更新、2023.3.1更新、5.8廃止)
⇒「来館者名簿の作成」と「利用者の秘密を守る」とのジレンマ
- ・ 基本的事項の決定と実施の確認に関するチェックリスト
(2021.2.26公表、10.19更新、2022.6.22更新、12.1更新、2023.3.1更新、5.8廃止)
- ・ 図書館の自由委員会
こんなとき、どうするの?「COVID-19に向き合う」
- ・ 障害者サービス委員会
新型コロナ時代の障害者サービスのヒント⇒電子書籍
- ・ 資料保存委員会
図書館資料の取り扱い(新型コロナウイルス感染症対策)について-人と資料を守るために-(2021.3.1改訂版)⇒消毒と資料劣化

3-3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における 学校図書館の活動について 全国学校図書館協議会 2023年

○全国学校図書館協議会のガイドライン

・**新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン**(2020.5.14策定、6.19更新、8.17、9.9、2021.10.19、2022.11.30、2023.3.1一部修正)

・学校図書館活動における留意点(チェック表)

・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動の工夫/学習・読書支援に役立つWebサイト集

○文部科学省のガイドライン等

・**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～**(2022.4.1 Ver.8)

・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

・学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A

・休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について(2020.4.23)

3-4 新型コロナウイルス感染症の影響による図書館 の動向調査

saveMLAK 2023年4月21日現在

○全国の公共図書館・公民館図書室等1,740館を対象に、4月15日10時～4月21日1時で**36回目**の調査、前回調査は3月2日、まん延防止等重点措置等が発出されている自治体はなし

①**災害**で**休館**中の図書館 1館(福島県)(前回2館)

②**新型コロナ**の影響で**休館**中の図書館 0館(前回0館)

③入館記録を取っている図書館 81館(前回112館)

④各図書館の状況・取組事例:**感染症対策**(貸出冊数の増加、貸出延長回数を無制限、電子図書館サービスの電話受付、おはなし会の中止、ホームページで図書館の利用条件を告知、館内滞在時間の制限、利用者の限定等)、**イベントのハイブリッド開催、非接触・非対面のサービス**(スマホ利用券のサービス、予約資料受取ロッカーの設置等)、**制限緩和**(開館時間の短縮解除、座席制限の解除、座席札の廃止等)、**オリジナルコンテンツ・オンラインコンテンツ**(利用案内動画の公開等)、**電子図書館**(7館導入)、**情報発信・SNS**(『あまびえ通信』の発行等)、**Wi-Fi**(2館導入)

3-5 公共図書館 電子図書館サービス実施図書館

電子出版制作・流通協議会 2023年7月1日現在

○電子図書館サービスの導入:508自治体(28.4%、1,788自治体)、403館(29.0%、1,392自治体が図書館設置)、播磨・菊池・玉名・有明・**信州**・比企・ミライon図書館・沖縄・しあわせの9地区が広域、349自治体(68.7%)が**TRC-DL等**

○九州地区での導入自治体数:福岡29、佐賀2、長崎6、熊本12、大分6、宮崎1、鹿児島3、沖縄24

○**2020年以降**に417自治体(83.2%、501自治体)、315館が導入、**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**の影響

○導入後の**メリット**①来館せずに365日24時間貸出・返却、②紛失・汚破損・延滞がない、③文字拡大、音声読み上げ、動画、テキスト化など便利な機能、④貴重図書・禁帯出本の利用と劣化防止

○導入後の**課題**①ライセンス使用料の予算は確保できるか、②費用対効果に勝る電子図書館の付加価値を見出せるか、③電子図書館のバージョンアップ・システム変更等に対応できるか、④小・中・高校等でのタブレット活用に結びつか⇒**広域導入は解決策?**

3-6 まち・ひと・しごと創生法 内閣府2014(平成26)年11月

◎全ての地方自治体で**まち・ひと・しごと創生本部**の設置、「**地方版総合戦略**」「**地方人口ビジョン**」(平成27年度～31年度)を策定

◎**第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」**(2020年度～2024年度)

2019(令和元)年12月策定 ⇒2020(令和2)年12月改訂

⇒地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税(人材派遣型)、まち・ひと・しごと創生事業費、**新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金**、**地方創生テレワーク交付金**、**スーパーシティ構想**



○目指す将来

①将来にわたって「**活力ある地域社会**」の実現

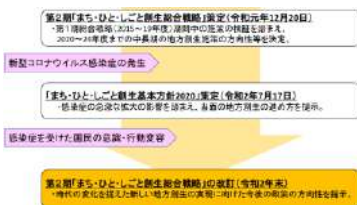
⇒人口減少の緩和、人口減少に適応した地域づくり

②「**東京圏への一極集中**」

の是正

3-7 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)について～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～

2019(令和元)年12月策定⇒2020(令和2)年12月改訂



○第2期「総合戦略」改訂の概要

- ・3密の回避、**感染症が拡大しない地域づくり**
- ・**新たな地方創生**の取組を、全省庁と連携を取りながら総合的に推進

〈国の姿勢〉

・各地域の自主的・主体的な取組を基本、対応できない面を支援



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方創生の今後の方向性】

- ① **感染症による意識・行動変容**を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出
- ② **各地域の特色**を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

3-8 まち・ひと・しごと創生基本方針2021

内閣府 2021(令和3)年6月

○新型コロナウイルス感染症による地域経済や住民生活への影響
⇒①地域の将来を「我が事」に、②都会から地方への流れの創出

1. まち・ひと・しごと創生基本方針2021の考え方

○新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしている一方、地方への帰郷に際する関心の高まりとテレワークを機に人の流れに変化の兆しが見られるなど、国民の意識・行動が変化した。

○ こうした変化を踏まえ、基本方針では、①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が自らの特色や状況を活かして自主的・主体的に取組めるようにする。②都会から地方への流れの創出と、この流れを生み出すことを目指す。

○ これにより、防げた・性や年齢が異なるような多様な人々が地域を築いていく。

○ この実現に向け、感染症が拡大しない地域づくりを含め、総合戦略に掲げた政策体系(4つの基本目標及び10つの戦略的目標)に基づいて取組を進めること。特に、①まち・ひと・しごとの流れの創出、デジタル、グリーンを重点に、地方創生の推進のターゲットを絞りつつ、まち・ひと・しごとの創生本心が明確になって、政策の効果がより高まり、全国で連携をとりながら取組を進めようとして総合的に推進する。

感染症の影響を踏まえた基本的な方向性

○感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

＜取組の状況＞

- ・テレワークや帰郷の急増
- ・特に若い世代の帰郷への関心の高まり
- ・東京から地方への移住・企業の出店・移転

○各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

＜自主的・主体的な取組を支援する上で留意すべき点＞

- ・産業や人口減少等を踏まえた地域課題の解決のためのデジタル化への取り組みの高まり
- ・地域の活性化に繋がる再生エネルギー、観光の振興など、地方創生300%への関心の高まり

地方創生の3つの視点

○ヒューマン(地方へのひとの流れの創出、人材支援)

○デジタル(地方創生に資するDXの推進)

○グリーン(地方が牽引する脱炭素社会の実現)

○地方創生の3つの視点

- 1 ヒューマン
 - ・地方へのひとの流れの創出、人材支援、地方創生テレワーク
- 2 デジタル
 - ・地方創生に資するDXの推進、地域データ活用
- 3 グリーン
 - ・地方が牽引する脱炭素社会の実現、再生可能エネルギー

3-9 新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金

2020(令和2)年

○地方創生臨時交付金

- 1 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策
 - 2 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
 - 3 都道府県による検査無料化の取組(令和3年)
 - 4 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応(令和4年)
- ・**コロナ対応のための取組⇒地方自治体が自由に使用可能**

○予算額

令和2年度第1次補正予算	1兆円
令和2年度第2次補正予算	2兆円
令和2年度第3次補正予算	1兆5,000億円
令和3年度補正予算	6兆7,969億円
令和4年度第2次補正予算	7,500億円
令和2年12月25日閣議決定	2,169億円
令和3年1月15日閣議決定	7,418億円
令和3年2月9日閣議決定	8,802億円
令和3年3月23日閣議決定	1兆5,403億円
令和3年4月30日閣議決定	5,000億円
令和4年4月28日閣議決定	8,000億円
令和4年9月20日閣議決定	4,000億円
令和5年3月28日閣議決定	1兆2,000億円
合計	18兆3,260億円

○交付スケジュール

計画名	計画提出日	実施計画提出開始の期	交付決定
令和2年度実施計画	第1回	(交付) 5月20日 (編成) 5月29日	(交付) 6月24日 (編成) 7月9日
	第2回	(交付) 7月21日 (編成) 9月30日	(交付) 9月18日 (編成) 11月29日
	第3回	2月10日	3月29日
令和3年度実施計画	第1回	4月30日	6月23日
	第2回	7月30日	9月30日
	第3回	9月15日	10月29日
令和4年度実施計画	第4回	10月11日	11月30日
	第5回	1月31日	3月29日
	第1回	5月9日	6月23日
令和5年度実施計画	第2回	7月29日	9月30日
	第3回	10月11日	12月27日
	第4回	1月31日	3月31日
令和6年度実施計画	第1回	5月29日	7月
	第2回	10月2日	11月

3-10 九州・沖縄での申請事例(第2次補正分まで)

新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金活用事例集

109
事例
提示

○事業実施事例数

- ・福岡37、佐賀8、長崎15、熊本31、大分17、宮崎16、鹿児島18、沖縄17 計159

○具体的事例

- ・図書購入等(児童、一般、**電子書籍**、デジタル化)
- ・システム整備(コンピュータ化、**電子図書**、Wi-Fi)
- ・**移動図書館車**、**配本車**
- ・図書カード
- ・**図書館施設改修**
- ・**図書消毒機**、**空気清浄機**
- ・**図書館職員等**人件費
- ・**被災図書館代用図書館**

12 公共的空間安全・安心確保事業【内閣府】

28 図書館パワーアップ事業【文科省】

35 社会システム維持のための衛生確保事業【内閣府】

◎直営も指定管理者も対象

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例から見えてくるもの
～九州・沖縄地区の各自治体の場合～図書館学第119号,p37-44,2021

3-11 デジタル田園都市国家構想基本方針

内閣官房 2020(令和4)年6月

○「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現
⇒地方から全国へとボトムアップの成長の推進



地方の社会課題解決

①地方に仕事をつくる

②人の流れをつくる

⇒サテライトオフィス等を地方公共団体1,000団体に設置

③結婚・出産・子育ての希望をかなえる

④魅力的な地域をつくる

⇒GIGAスクール・遠隔教育(教育DX)

⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援

⇒デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定(まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂)、2024年度までに実施

○マイナンバーカードの普及推進、利活用拡大:図書館カード

3-12 デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023年度～2027年度)

内閣官房 2020(令和4)年12月

○デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化

⇒「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す

○地方のデジタル実装KPI(重要業績評価指標)

①サテライトオフィス等を設置した地方公共団体

⇒1,000団体(2024年度)、1,200団体(2027年度)

②企業版ふるさと納税を活用したところのある地方公共団体

⇒1,500団体(2025年度)

③子ども家庭センター設置市区町村

⇒全国展開(1,741市区町村)

④1人1台端末を授業でほぼ毎日

活用している学校⇒100%(2025年度)

⑤3D都市モデル整備都市

⇒500都市(2027年度) 等

○デジタル実装の基礎条件整備KPI

・光ファイバー:99.9%(2027年度)、5G:99%(2030年度)、海底ケーブル:100%(2025年度)、デジタル推進委員:5万人%(2027年度)



3-13 「自治体の総合計画等における図書館政策の位置づけ」(アンケート)2018年度版集計結果 2019(令和元)年

○日本図書館協会のアンケート調査の回答数、
青字は2016年度版集計

1,184(図書館設置自治体数1,380の86%)

1,049(図書館設置自治体数1,361の77%)

○まちづくりや地域振興に役立つ目的で
事業を行っているとした図書館

543自治体(回答数の46%、全体の39%)、

107の事業数、九州・沖縄では、77自治体

497自治体(回答数の47%、全体の37%)、

597の事業数、九州・沖縄では、84自治体

○地方創生総合戦略に掲載した自治体数

154自治体(回答数の13%、全体の11%)

88自治体(回答数の8.4%、全体の6.5%)

自治体の総合計画等における図書館政策の位置づけ
(アンケート)2018年度版集計結果

自治体 数(自治体数)	図書館 設置自治体 数(自治体数)		まちづくりや地域振興に 役立つ目的で事業を行 っているとした自治体 数(自治体数)		地方創生総合戦略に 掲載した自治体数(自治 体数)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全国	1,184	86%	543	46%	154	13%
北海道	10	100%	10	100%	10	100%
東北	100	100%	100	100%	100	100%
関東	100	100%	100	100%	100	100%
中部	100	100%	100	100%	100	100%
近畿	100	100%	100	100%	100	100%
中国	100	100%	100	100%	100	100%
四国	100	100%	100	100%	100	100%
九州・沖縄	100	100%	100	100%	100	100%
合計	1,184	86%	543	46%	154	13%

4 日本社会のさまざまな変容

4-1 第5期科学技術基本計画(平成28～令和2年度)
「Society 5.0による人間中心の社会」

内閣府 2016(平成28)年

Society 1.0 狩猟⇒Society 2.0 農耕⇒Society 3.0 工業
⇒Society 4.0 情報⇒Society 5.0 新たな社会

- ①IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値が生まれる社会
- ②少子高齢化、地方の過疎化などの課題をイノベーションにより克服する社会
- ③AIにより、多くの情報を分析するなどの面倒な作業から解放される社会
- ④ロボットや自動運転車などの支援により、人の可能性がひろがる社会



4-2 第5世代移動通信システム(5G)への移行

総務省 2015年

- 1 超高速 → ①最高伝送速度10Gbps
⇒2時間の映画を**3秒**で**ダウンロード**
- 2 超低遅延 → ②1ミリ(1/1,000)秒程度の遅延
⇒**リアルタイム**でロボットを**操作・制御**
- 3 多数同時接続 → ③100万台/km²の接続機器数
⇒**約100個の端末等**が**ネットに接続**

5Gは、AI/IoT時代の
ICT基盤を構築

2020年までに導入
5Gの人口カバー率:
95% (2023年度)

「Society 5.0」の**新**
たな社会の実現



4-3 第6期科学技術・イノベーション基本計画 (2021～2025年度) 内閣府 2021(令和3)年3月

○我が国が目指す社会(Society5.0)

I **国民の安全と安心**を確保する持続可能で強靱な社会

II **一人ひとりの多様な幸せ**が実現できる社会

○ Society5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

I 国民の安全と安心を確保する**持続可能で強靱な社会**への変革

(1)**サイバー空間とフィジカル空間の融合**

(2)**地球規模課題の克服**

(3)**レジリエントで安全・安全な社会の構築**

(4)**イノベーション・エコシステム**の形成

(5)**スマートシティ**の展開

(6)**研究開発・社会実装**の推進と**総合知**の活用

II **知**のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる**研究力**の強化

III **一人ひとりの多様な幸せ**と課題への挑戦を実現する**教育・人材育成**

4-4 知的財産立戦略会議と知的財産推進計画

内閣官房 2002(平成14)年2月

- 2002(平成14年) 2月 知的財産戦略会議
- 2002(平成14年)12月 知的財産基本法
- 2003(平成15年) 3月 知的財産戦略本部
- 策定している計画・ビジョン等
 - ・知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年度)
 - ⇒知的財産推進計画(2004年度～2023年度)
 - ・知的財産戦略ビジョン
 - ・クールジャパン戦略
- 知的財産推進計画2020
 - ・図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化
 - ⇒権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応
 - ⇒著作権法第31条改正:図書館資料の送信サービスの実施、公立図書館での電子図書館導入を促進する可能性
- 知的財産推進計画2023
 - ・AI技術の進展と知的財産活動への影響、生成AIと著作権

4-5 学校での情報化の推進 2011年～

- 「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」 文科省 2011年
 - ・学校の情報化の3つの側面
 - ①情報教育(子どもたちの情報活用能力の育成)
 - ②教科書における情報通信技術の活用(情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業の実現等)
 - ③校務の情報化(機用職員が情報通信技術を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等)
 - 「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～」 文科省 2016年
 - 学校教育の情報化の推進に関する法律 2019年
 - ・学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次世代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的
- ※学校図書館のACT環境は従前のまま、情報からの孤立化

4-6 「GIGAスクール構想」の本格実施(2021年度～)

- 1人1台端末+通信ネットワーク=教育ICT環境実現
- 教師・児童生徒の力UP



全ての子どもたちの学びの保障

- 「1人1台端末」の早期実現
- 学校ネットワーク環境整備
- GIGAスクールサポーター配置
- オンライン学習環境整備

※「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」の作成と通知 文部科学省 2023年7月

4-7-1 授業目的公衆送信補償金制度～著作権法第35条関係～ 文化庁 2021(令和3)年4月



対象校、設置者の財政状況の状況

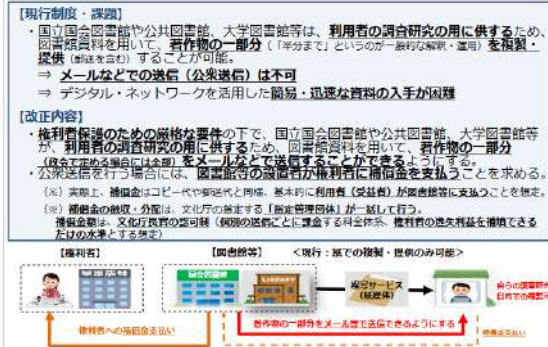
校種	設置者	財政状況	補償金
大学、短大、専修学校(大学等)	設置者(大学等)	設置者の財政状況	大学720円、短大420円、専修学校(大学等)420円
高等学校	設置者(高等学校)	設置者の財政状況	420円
中学校	設置者(中学校)	設置者の財政状況	180円
小学校	設置者(小学校)	設置者の財政状況	120円
幼稚園	設置者(幼稚園)	設置者の財政状況	60円
特別支援学校	設置者(特別支援学校)	設置者の財政状況	半額

※一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の設置、授業目的での著作物等の公衆送信利用に関する補償金を収受

- 利用者は「複製」、「遠隔合同授業のための公衆送信」が無許諾・無償
- 「その他の公衆送信全て」は、無許諾・有償、2020年度は、コロナ禍で無償先行実施、2021年度からは有償、文化庁が認可する補償金を教育機関の設置者が支払う必要
- 1人あたり、大学720円、高校420円、中学校180円、小学校120円、幼稚園等60円、特別支援学校は半額、大学の公開講座・社会教育施設等は1授業あたり300円
- 運営費交付金等で国が支援

4-7-2 図書館関係の権利制限規定の見直し～著作権法第31条関係～ 文化庁 2021(令和3)年5月

図書館等公衆送信補償金制度の概要（令和3年改正、令和5年6月1日施行予定）

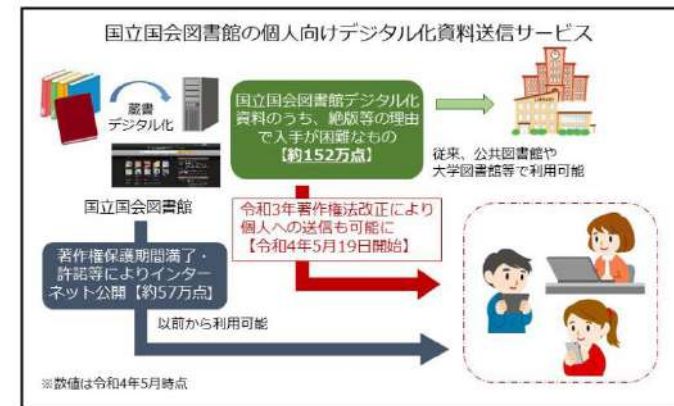


○2023年5月30日に、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会が、「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」を制定

○公衆送信補償金の額は、1冊あたり500円を最低

※一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会(SARLIB)が、図書館等から公衆送信補償金を収受⇒2023年6月1日から開始

4-7-3 図書館関係の権利制限規定の見直し(国立国会図書館)～著作権法第31条関係～文化庁 2021(令和3)年5月



※国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものが対象⇒2022年5月19日から開始

4-8 自治体戦略2040構想研究会報告① 2018(平成30)年7月

○「日本の地域別将来推計人口」 国立社会保障・人口問題研究所



- ①総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少し、**2040年には1億1,092万人**
- ②出生率は、**2040年には74万人程度**になる見込
- ③高齢者人口(65歳以上)は**2042年に3,935万人**(高齢化率36.1%)でピークを迎える見込

人口100万人以上:福岡市(増加) ※赤字は人口区分が1ランク降下
 人口50～100万人:熊本市(～▲10%)、北九州市、鹿児島市(～▲20%)
 人口20～50万人:久留米市、佐賀市、大分市、宮崎市、那覇市(～▲10%)、長崎市(～▲30%)
 人口10～20万人:浦添市、沖縄市、うるま市(増加)、筑紫野市、春日市(～▲10%)、
 別府市、都城市、鹿屋市、霧島市(～▲20%)、大牟田市、延岡市(～▲30%)
 人口 3～10万人:小郡市、中津市(～▲20%)、宇佐市(～▲30%)、日田市、佐伯市、臼杵市、
 杵築市、豊後大野市(～▲40%)

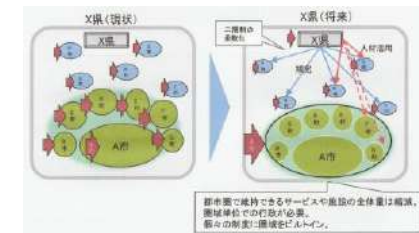
4-8 自治体戦略2040構想研究会報告② 2018(平成30)年7月

▼人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか⇒**2040年頃**を見据えた**自治体行政の課題**

- 公共私によるくらしの維持 ・プラットフォーム・ビルダーへの転換
 ・新しい公共の協力関係の構築 ・くらしを支える担い手の確保



- スマート自治体への転換
 ・自治体行政の標準化
 ・自治体間の業務プロセス共通化とAI・RPAの活用

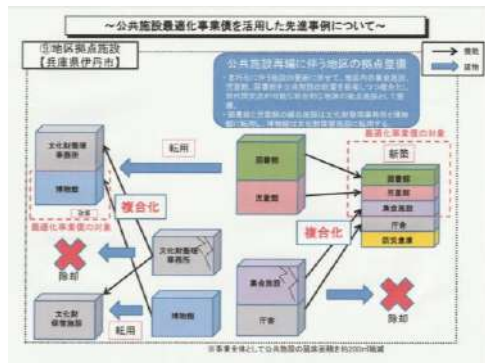


- 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
 ・地方圏の圏域マネジメント
 ・都道府県による市町村の補完
 ・遠隔地の自治体間の連携

- ①集約化・複合化
- ②長寿命化
- ③転用
- ④立地適正化
- ⑤ユニバーサルデザイン化
- ⑥脱炭素化
⇒省エネルギー改修
- ⑦除却

4-11 公共施設最適正化事業債の活用についての国土交通省からの呼びかけ 2018(平成30)年4月

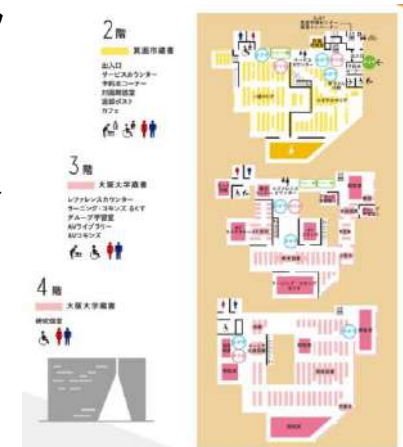
○公共施設最適正化事業債の活用



※駅前再開発、中心市街地活性化等のまちづくりの財源として活用

4-12 大阪大学附属図書館と箕面市立図書館分館の合築・箕面市立船場図書館 2018(平成30)年12月

- ・「北大阪急行線延伸事業ディスクロージャー2016」に伴う箕面船場阪大前駅の建設と大阪大学箕面キャンパスの駅前移転が背景
- ・運営は**大阪大学を指定管理者** (指定管理料は無料)、平成31年着工、令和3年5月開館
- ・全国初となる大学図書館の機能を持った図書館(1階～4階)
- ・箕面市の蔵書約11万冊に加え、大阪大学の蔵書約60万冊を所蔵
- ・文化芸能劇場(1階～4階)、船場生涯学習センター(5階～6階)を併設



4-13 経済財政運営と改革の基本方針2023

加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～ 閣議決定 2023(令和5)年6月

○令和6年度予算は、本方針、骨太の方針2022・2021が基本
○新しい資本主義の加速

1 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

2 少子化対策・こども政策の抜本強化
・加速化プランの推進、こども大綱の取りまとめ

3 投資拡大と経済社会改革の実行

・国内投資拡大、GX・DX等の加速、インバウンド戦略の展開等

4 包摂社会の実現

5 地域・中小企業の活性化

・デジタル田園都市国家構想の実現、文化芸術・スポーツの振興等



4-14 新経済・財政再生計画改革工程表2022

経済財政諮問会議

2022(令和4)年12月

1 社会保障

- ①医療・介護分野におけるDXの推進、②予防・健康づくりの推進
- ③多様な就労・社会参加、④医療・福祉サービス改革
- ⑤給付と負担の見直し、⑥再生計画の工程表の推進

2 社会資本整備等

- ①公共投資における効率化・重点化と担い手確保
- ②PPP/PFIの推進、③新しい時代に対応したまちづくり等

3 地方行財政改革等

- ①持続可能な地方行財政基盤の構築
- ②デジタル田園都市国家構想の実現

4 文教・科学技術

- ①少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上
- ②イノベーションによる歳出効率化等
- ③民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展
- ④官民一体となった文化の振興

4-15 2023年度文部科学省予算 2023(令和5)年

○一般会計予算: 5兆2941億円(123億円、0.2%増)

○図書館における障害者利用の促進 12,000千円(14,000千円)

・司書・職員等の支援人材や障害当事者でピアサポートができる人材の育成
・地域において公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館が連携したネットワークを構築⇒各館の物的・人的資源の共有やフォーラムの開催等を行う。

○図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 7,291千円(9,569千円)

①発達段階などに応じた読書活動推進事業

②学校図書館図書への購入促進事業

○司書教諭養成講習 21,431千円

○「子ども読書の日」の理解推進 4,910千円

○読書活動の推進等に関する調査研究 11,699千円



4-16 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 2019(令和元)年6月



目的:視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

提供:アクセシブルな電子書籍等(デージー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等)、アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)

施策の策定と実施:国は義務、地方公共団体は努力義務

4-17 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(読書バリアフリー基本計画) 2020(令和2)年7月



○基本的な方針(～2024年度)

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及、アクセシブルな書籍の継続的提供
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

○施策の方向性

- 1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等
- 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- 4 アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等
- 5 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備
- 6 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援
- 7 アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等
- 8 製作人材・図書館サービス人材の育成等

○地方公共団体では読書バリアフリー計画策定が必要

4-18 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 2023(令和5)年

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

1 令和4年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について
調査対象：都道府県、政令指定都市、中核市(計129、回答率100%) 調査時点：令和5年2月1日現在

(1) 計画の進捗状況

計画の進捗状況	都道府県	政令指定都市	中核市	合計
1. 既に策定済	23	3	7	33
2. 検討中	7	1	7	15
3. 策定済予定	22	5	11	38
4. 策定済予定なし(未定)	5	7	29	41

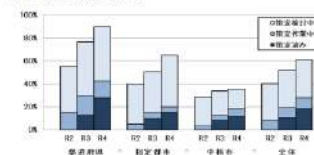
(2) 策定の時期

策定の時期	都道府県	政令指定都市	中核市	合計
1. 令和2年度	5	2	6	13
2. 令和3年度	5	0	2	7
3. 令和4年度	5	1	7	13
4. 令和5年度	10	2	6	18
5. 令和6年度	5	4	5	14
6. 未定	10	4	3	17

(3) 計画の位置づけ

計画の位置づけ	都道府県	政令指定都市	中核市	合計
1. 単独の計画として策定	13	2	3	18
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	15	4	11	30
3. その他の計画の一部に位置づけ	5	2	4	11
4. 未定	5	5	6	17

1. 計画の策定状況の推移(%)



※計画の必要性、緊急性、重要性、独自性に疑問?

○都道府県、政令指定都市、中核市(計129)の状況

①策定済み 17.8%

②作業中 9.3%

③検討中 32.6%

④予定なし 40.3%

・策定期未定 22.1%

・単独計画 23.4%

・障害者政策の計画の一部 39.0%

・その他の計画の一部 15.6%

4-19 福岡県読書バリアフリー推進計画 2023(令和5)年7月

○基本方針(柱)及び施策の方向性(～2027年度)

柱1 アクセシブルな**書籍等の充実**柱2 公立図書館等の**人材育成・体制整備**柱3 利用しやすい**施設・整備(機器)**、**サービスの充実**柱4 図書館サービスに係る**情報発信**

福岡県読書バリアフリー推進計画(概要版)

第1章 読書振興の推進	第2章 読書バリアフリーの推進
1. 読書の振興 読書は、人々の心を開き、知識や技術を習得するための重要な手段である。読書を通じて、人々の生活の質を向上させ、社会の発展に貢献する。 2. 読書の普及 読書の普及を図るため、読書会や読書講座を開催し、読書を楽しむ機会を提供する。 3. 読書の推進 読書の推進を図るため、読書奨励金や読書券を発行し、読書を楽しむ機会を提供する。 4. 読書の振興 読書の振興を図るため、読書会や読書講座を開催し、読書を楽しむ機会を提供する。	1. アクセシブルな書籍等の充実 読書を楽しむためのアクセシブルな書籍等を充実させる。例えば、点字版、大文字版、音声版、電子版など。 2. 図書館員対象の読書バリアフリー研修会等参加 図書館員を対象とした読書バリアフリー研修会等に参加し、読書バリアフリーの知識や技術を習得する。 3. 県立図書館のアクセシブルな書籍等利用可能端末機器利用回数 県立図書館のアクセシブルな書籍等利用可能端末機器の利用回数を200回以上とする。 4. 県立図書館のアクセシブルな書籍等貸出数 県立図書館のアクセシブルな書籍等貸出数を106,000タイトル以上とする。

※福岡県教育委員会が策定
⇒福祉行政との関りが薄い?

○数値目標(2027年度)

①県立図書館のアクセシブルな書籍等受入数:12,000タイトル

②図書館員対象の読書バリアフリー研修会等参加:15,000人

③県立図書館のアクセシブルな書籍等利用可能端末機器利用回数:200回

④県立図書館のアクセシブルな書籍等貸出数:106,000タイトル

5 気にかかる教育界のもろもろ

5-1 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の導入 2018(平成30)年



育成すべき資質・能力の三つの柱

○学びに向かう力 人間性等

○知識・技能

○思考力・判断力・表現力等

○何ができるようになるか ➡

○何を学ぶか

➡ 新しい時代に対応した資質・能力

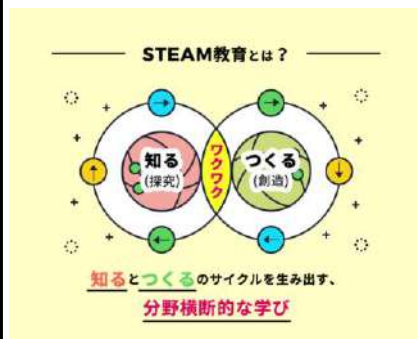
○どのように学ぶか

➡ 主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)

※令和2年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度に高等学校で学習指導要領改訂と授業内容の変更⇒探究的な学習

5-2 STEAM教育 2000年代に米国で始まった教育モデル

○科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、アート (Art)、数学 (Mathematics) の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念



文科省の探究的な学習、課題解決型学習とは似て非なるもの

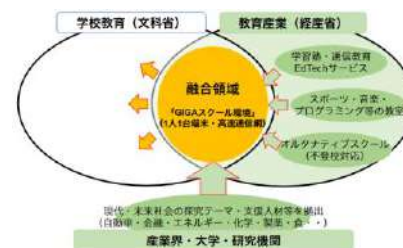


STEAMは教材を問わない、世界共通の教育メソッド

5-3 「未来の教室」プロジェクト ー学びと社会の連携促進事業ー 経済産業省 2018年度～2023年度



○何らかの価値を生み出す力を身につけるための、「誰一人取り残さず・留め置かない」学習機会の創出⇒「学びの個別最適化+STEAM化」、「未来の教室」実証事業(2023年度は10億円)



文科省と、経産省・産業界のライアンスにより、学習指導要領が示した「理想」を「カタチ」に。

中高での「学びのSTEAM化」



成果は「STEAMライブラリー」と「EdTechライブラリー」で紹介

5-4 「SDGs」をめざす持続可能な開発のための教育 (ESD)の推進

2018(平成30)年

○「SDGs」は、2015年9月に国連サミットで採択。
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会
の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

「SDGs」で示している17の国際目標



実現

「ESD」の基本的な考え方



○改訂学習指導要領、第3期教育振興基本計画で「ESD」を明記

5-5 第6次「学校図書館図書整備5か年計画」

2022(令和4)年1月



○図書の選定基準・廃棄基準を策定している学校ほど、図書購入冊数が多い
○学校司書が配置されている学校ほど、上記の数字が高い

○地方交付税措置

(平成29年度～令和3年度) ⇒

・図書購入費 220億円
(増加分65億円、更新分155億円)

・新聞 小学校1紙、中学校2紙、
高等学校4紙 30億円

・学校司書配置 1.5校1人で105万円
220億円

(令和4年度～令和8年度)

199億円

(増加分39億円、更新分160億円)

小学校2紙、中学校3紙、
高等学校5紙 38億円

1.3校1人で105万円
243億円

5-6 学校図書館法の一部を改正する法律

2014(平成26)年6月

学校図書館法の一部を改正する法律について

趣旨

学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする。学校司書の資質向上のための研修の実施等を講ずるよう努めるものとする。

法律の内容

- 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を置くよう努めなければならない(第4条第1項関係)。
- 国及び地方公共団体は、学校司書の資質向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない(第6条第2項関係)。
- 国は、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(附則関係)。

これまでの経緯

- 学校図書館法は昭和28年議員立法により成立。本格的な改正は、平成9年議員立法による改正のみ。
- 第186回通常国会において、超党派の「子どもの未来を考える議員連盟」が「学校に学校司書を置くよう努めること、②国及び地方公共団体の学校司書の資質向上のための研修等の措置を講ずるよう努めるもの」とすることを内容とする学校図書館法の改正を検討。
- 第186回通常国会においては、4月26日に新たに「学校図書館議員連盟」が設立され各党の実務者による関係団体のヒアリングを含め協議を進め、5月30日の議連総会で今回の改正を内容とする骨子案を了承。
- 6月10日、衆議院に自由・公明・民主・みんなの暮らし・生活・福祉の7党共同で提出。その後衆議院・参議院ともに、全会一致で可決。

施行期日

平成27年4月1日

○趣旨と内容

- ①学校図書館の**運営の改善及び向上**
 - ②児童又は生徒及び教員による学校図書館の**利用促進**
 - ③**学校司書の配置**
 - ④学校司書の**資質の向上**を図るための**研修の実施**
 - ⑤学校司書としての**資格の在り方、その養成の在り方等**について検討及び必要な措置
- ◎学校司書の**職務の内容**→**専門的知識及び技能を必要**
- ◎平成27年4月1日から施行

5-7 学校図書館の整備充実について(通知)、 「学校司書のモデルカリキュラム」について(通知)

文部科学省 2016(平成28)年11月

学校図書館の整備充実について(通知)

学校図書館の整備充実について(通知)は、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする。学校司書の資質向上のための研修の実施等を講ずるよう努めるものとする。

○「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって**参考**となるよう、**学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したもの**

学校司書のモデルカリキュラムについて(通知)

学校司書のモデルカリキュラムは、学校司書の養成に当たる大学等は、モデルカリキュラムを踏まえた授業科目の開講や履修証明プログラムを実施

- 1 「学校図書館ガイドライン」について
- 2 教育委員会等における取組
 - (1)学校図書館の充実に向けた施策の推進
 - (2)司書教諭配置の徹底
 - (3)学校司書の配置やその支援の継続
 - (4)司書教諭や学校司書を対象とした研修の実施
- 3 学校における取組

○学校司書の養成に当たる大学等は、モデルカリキュラムを踏まえた授業科目の開講や履修証明プログラムを実施

○学校司書 10科目20単位
(独自：学校図書館サービス論)
司書教諭 5科目10単位
司書 13科目24単位

5-8 小郡市立図書館の学校への支援の概要①



5-9 小郡市立図書館の学校への支援の概要②



◎詳しくは、「小郡市立図書館での学校支援の歩みとこれから」、『BetterStorage』, Vol.215, 2019, p.1-4

5-10 「本の読み方」で学力が決まる」川島隆太監修
松崎泰・榎浩平著 2018(平成30)年9月

○脳と読書、脳と「読み聞かせ」の重大関係



○平成22年度から東北大学が仙台市の小中学生約7万人を対象に「標準学力調査」に合わせて、子どもたちの生活習慣、学習意欲、学習習慣、家族とのコミュニケーションなどを調査

○「読書離れ」は、小学校から中学校への進学時
○「勉強・睡眠・読書時間」の最適な組み合わせ
⇒小学生では、勉強「30分～1時間」、睡眠「8時間以上」、読書時間「1時間以上」の場合

○読書が言語能力に関する脳の神経回路を発達・成長

○読み聞かせ時間の多さは、言葉の数(語彙)や文字の読み書きの成績のよさと一定の関連

○読み聞かせは親子のコミュニケーションに有用⇒①母親のストレスが減少、②子どもの言葉の力の伸長、③子どもの問題行動の減少

5-11 「AIに負けない子どもを育てる」

新井紀子著

2019(令和元)年9月

「AI VS. 教科書が読めない子どもたち」の続編



AI(artificial intelligence)=人工知能

○基礎的・汎用的読解力を測るリーディングスキルテスト(RST)の開発

○RSTでは、「事実について書かれた短文を正確に読むスキル」を同義文判定・推論・イメージ同定・具体例同定の4分野で、その部分の能力を測定

○「幕府は、1639年、ポルトガル人を追放し、大名には沿岸の警備を命じた。」と「1639年、ポルトガル人は追放され、幕府は大名から沿岸の警備を命じられた。」は同じ意味か?⇒中学生の正答は57%

○AIが苦手とする読解力を人間が獲得するにはきちんと読むことが必要

5-12 「スマホ脳」 アンデシュ・ハンセン著

2020(令和2)年11月



- 人間は現代社会に適応するように進化していない
- ⇒今でも脳は**狩猟採集民時代**の反応
- スマホは最新の**ドラッグ**
- ⇒ドーパミンの増幅
- スマホは**集中の邪魔**
- ⇒マルチタスクと作業記憶の限界、長期記憶を作るのは集中、持っているだけでも影響、スマホ追放で成績UP
- スマホが**うつ**になる危険性を高める

- スクリーンのブルーライトは**睡眠**を妨害
- ⇒長期記憶を固定化させるのが睡眠
- SNSを使うほど**孤独**に、**自信喪失**に
- ⇒思春期の女子に多い
- 運動**がストレス予防、集中力をアップ



5-13 第四次産業革命と教育の未来-ポストコロナ時代のICT教育 佐藤学著

2021(令和3)年4月



○本書の目的

- ①新型コロナ・パンデミック、第四次産業革命、グローバル化のもとで、世界と日本の**教育がどのような変化**を遂げているのかを明らかにする。
- ②第四次産業革命が**公教育に及ぼしている影響**を明らかにする。
- ③第四次産業革命に対応した**教育と学びのあり方**を探究する。
- ⇒未来の学校と教室のあり方を模索する道筋を提示する。

- 新型コロナ・ポストコロナ時代の教育でのキーワードは、「**平等公正な教育**」と「**学びの再革命**」
- 第四次産業革命と新型コロナ・ポストコロナ時代に必要な学びは「**学びのイノベーション**」、**創造性**、**探究**、**協同**がキーワード

6 まとめ

6-1 公立図書館の二重構造的法体系を確認

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義

社会教育施設

日本国憲法

公の施設

教育基本法

地方自治法

社会教育法

地方教育行政の
組織及び運営に
関する法律

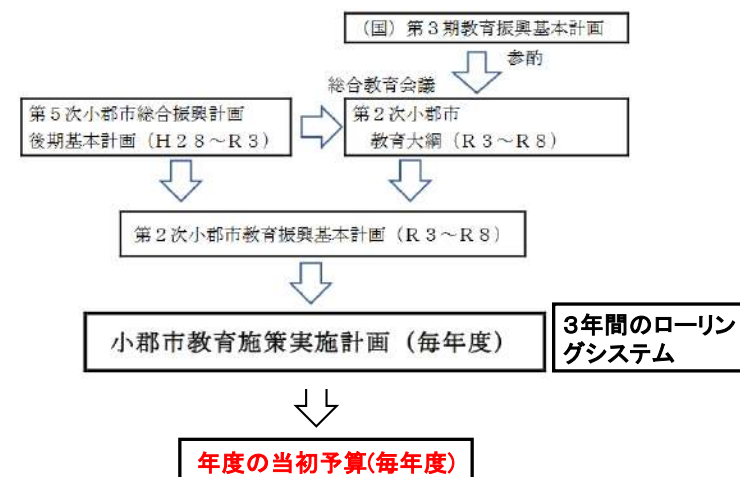
図書館法

公立図書館

- ・子ども読書活動推進法
- ・文字・活字文化振興法
- ・障害者差別解消法
- ・読書バリアフリー法
- ・著作権法

- ・地方公務員法
- ・地方財政法
- ・地方税法
- ・地方交付税法

6-2 地方公共団体での総合計画等と予算成立過程の関係性を確認



6-3 これからの図書館を考える上でのポイントを確認

- ① **地域の教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関としての図書館**
 - ⇒ **教育の機会均等**を保障し、**貧困**が生み出す**格差社会**の解消
 - ⇒ 学校教育では**読書環境を充実**させることで「**生きる力**」を支援
 - ⇒ 社会教育では地域・団体・個人の**課題解決に寄与**することで「**生き抜く力**」を支援
- ② **すべての人たちの読書を支える図書館**
 - ⇒ **読書バリアフリー法**の実践
 - ⇒ **アクティブシニア**の活動支援、**認知症サポート**
 - ⇒ **資料のデジタル化**の促進、**電子図書館**の複合的活用
- ③ **「Society 5.0」、「SDGs」、「子育て」等の実現を支える図書館**
 - ⇒ **世界や国の政策**を注視して、図書館行政に反映・活用
 - ⇒ **首長・議会・住民等**への政策提言・決定関与と施策の実行

ご清聴いただき ありがとうございます。

○連絡先:福岡女子短期大学 文化教養学科
〒818-0193 福岡県太宰府市五条
四丁目16番1号
TEL: (092)922-4034(代表)、
(092)922-6313(ダイヤルイン番号)
E-mail: nagatosi@fukuoka-wjc.ac.jp
E-mail: kazunori619@yahoo.co.jp

